

特別養護老人ホーム 穂香の里 所得段階による長期入居利用料金表 (31日)

(令和3年4月1日改定)

第1段階(老齢福祉年金受給者)

	施設サービス費	負担限度額	食費(300円/日)	居住費(820円/日)	合計
要介護1	24,392円	15,000円	9,300円	25,420円	59,112円
要介護2	26,561円	15,000円	9,300円	25,420円	61,281円
要介護3	28,856円	15,000円	9,300円	25,420円	63,576円
要介護4	31,088円	15,000円	9,300円	25,420円	65,808円
要介護5	33,225円	15,000円	9,300円	25,420円	67,945円

第2段階(世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入+合計所得が80万円以下の方)

	施設サービス費	負担限度額	食費(390円/日)	居住費(820円/日)	合計
要介護1	24,392円	15,000円	12,090円	25,420円	61,902円
要介護2	26,561円	15,000円	12,090円	25,420円	64,071円
要介護3	28,856円	15,000円	12,090円	25,420円	66,366円
要介護4	31,088円	15,000円	12,090円	25,420円	68,598円
要介護5	33,225円	15,000円	12,090円	25,420円	70,735円

第3段階(世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入+合計所得が80万円を超える方)

	施設サービス費	負担限度額	食費(650円/日)	居住費(1,310円/日)	合計
要介護1	24,392円	24,600円	20,150円	40,610円	85,152円
要介護2	26,561円	24,600円	20,150円	40,610円	87,321円
要介護3	28,856円	24,600円	20,150円	40,610円	89,616円
要介護4	31,088円	24,600円	20,150円	40,610円	91,848円
要介護5	33,225円	24,600円	20,150円	40,610円	93,589円

第4段階(世帯の中に市民税課税者が1名以上いる方、配偶者が市民税課税者である方、
または預貯金等が一定額(単身1000万円以上、夫婦2000万円以上)を超える場合)

	施設サービス費			負担限度額		食費 (1,392円/日)	居住費 (2006円/日)	合計		
	1割	2割	3割	市民税課税世帯	現役並み所得者			1割	2割	3割
要介護1	24,392円	48,784円	73,176円	37,200円	44,400円	43,152円	62,186円	129,730円	154,122円	178,514円
要介護2	26,561円	53,122円	79,683円	37,200円	44,400円	43,152円	62,186円	131,899円	158,460円	185,021円
要介護3	28,856円	57,712円	86,568円	37,200円	44,400円	43,152円	62,186円	134,194円	163,050円	191,906円
要介護4	31,088円	62,176円	93,264円	37,200円	44,400円	43,152円	62,186円	136,426円	167,514円	198,602円
要介護5	33,225円	66,450円	99,675円	37,200円	44,400円	43,152円	62,186円	138,563円	171,788円	205,013円

(朝254円,昼594円,夕554円)

- ※ 上記金額は概算ですので、乗率などにより多少の差異が出ることがあります。
- ※ 施設サービス費には、看護体制加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算、日常生活維持支援加算等が含まれます。また、加算の変更等のため、上記の利用料金と若干異なる場合は、その都度ご案内させていただいております。
- ※ 入居後30日以内の期間については、初期加算として1日あたり約30円の自己負担が加算されます。30日を越える入院をされた後に再入所の場合も同様に加算されます。
- ※ 入院した場合、居宅に外泊をした場合の6日間を限度とし1日の加算として約250円いただきます。但し、7日目以降のお部屋代の負担を所得段階(1段階～4段階)に応じて日数分負担いただきます。
- ※ 上記金額に8.3%乗じたものを処遇改善加算としていただいております。
- ※ 上記金額に2.7%乗じたものを介護職員等特定処遇改善加算としていただいております。
- ※ 上記金額には医療費は含まれておりません。医療費は実費負担となります。
- ※ オムツ代、洗濯代は利用料金に含まれております。
- ※ 食事に主治医からの指示がある方は療養食加算を1食あたり約6円のご負担いただいております。
- ※ 摂食機能障害がある方に対し、経口摂取を進めるための栄養管理を実施している場合、経口維持加算Ⅰとして1月約406円の負担をいただいております。
- ※ 電化製品持込については1日あたり40円ご負担いただいております。
- ※ この他、日常生活上必要となる諸費用やレクリエーションなどの材料費等については、実費をいただいております。